

議案第 33 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 29 年 6 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償について新たに追加するほ
か、所要の改正を行うもの。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部に次のように加える。

長与町地域公共交通会議	会長	日額 7,400
	委員	〃 7,000
長与町地域福祉計画推進委員会	委員長	〃 7,400
	委員	〃 7,000

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。